

## 箱根町町政モニター実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の町政への参加意識の醸成や、より開かれた町政を実現するため、町政に対する評価や意見を把握し、施策の立案や事務の改善等に活用することを目的として実施するアンケート調査（以下「本調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本調査の対象及び方法)

第2条 本調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 町が策定する計画及び策定した計画の見直しに関すること。
- (2) 町の保有する施設の整備、再編等に関すること。
- (3) 町の施策又は事業の企画立案又は見直しに関すること。
- (4) 町が行う各種事業等の効果測定、評価等に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めたこと。

2 本調査は、前項各号に掲げる事項について、次条に規定する町政モニター（以下「モニター」という。）に対し、これらに対する意向、意見等の聴取を行うことにより実施する。

3 前項に規定する意向、意見等の聴取は、電子メール、インターネット等を利用して行うものとする。

(資格)

第3条 モニターは、本町に在住又は在勤の18歳以上の者で、所定の登録を行ったものとする。ただし、次に掲げる者は、モニターになることはできない。

- (1) 町長、副町長及び教育長
- (2) 箱根町職員定数条例（昭和32年箱根町条例第16号）第1条に規定する職員
- (3) 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）第4条の3第2項に規定する再任用短時間勤務職員
- (4) 町議会の議員
- (5) 第10条第1項第4号に該当し、登録を抹消された者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、モニターに適さないと町長が認める者

(任期)

第4条 モニターの任期は、毎年4月1日から翌年3月31日（次条に規定する登録を行った任期においては、当該登録を行った日から最初の3月31日）までの間とする。ただし、任期の更新は妨げない。

(登録等)

第5条 モニターになろうとする者は、町長が指定する登録用ウェブページに

より、次の各号に掲げる情報（以下「登録情報」という。）を送信しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 生年月日
- (6) 職種
- (7) 性別
- (8) 勤務先住所（在勤している者に限る。）
- (9) 勤務先名称（在勤している者に限る。）

2 町長は、前項の規定により登録情報の送信があったときは、速やかにその可否を審査し、その結果を電子メールで送信するものとする。

（登録情報の変更）

第6条 モニターは、登録情報に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

（費用負担）

第7条 モニターに係る電子メールの送受信、インターネットの使用により生じる通信費その他の費用は、モニターの負担とする。

（謝礼）

第8条 町長は、モニターに対し、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

（禁止行為）

第9条 モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のモニター又は第三者を誹謗又は中傷する行為
- (4) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (5) アンケートに対し、虚偽の内容を回答する行為
- (6) 重複登録、虚偽の登録情報による登録等の不正な登録行為
- (7) その他町長が不相当と判断する行為

（登録の抹消）

第10条 町長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録

を抹消することができる。

- (1) 登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 本町に在住又は在勤する者でなくなったとき。
- (3) 第3条第1号から第4号までに規定する者となったとき。
- (4) 第9条各号に規定する禁止行為を行ったとき。
- (5) アンケートに対する回答を1年以上行わなかったとき。
- (6) 登録されたメールアドレスへの電子メールが1年以上不達となったとき。
- (7) その他町長が登録を抹消する必要があると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該モニターに対し、電子メールで通知する。ただし、同項第6号に該当する場合は、郵送により行うものとする。

(アンケートに対する回答等の取扱い等)

第11条 アンケートに対するモニターの回答、意見等（以下「回答内容」という。）の著作権は、全て町長に無償で譲渡されるものとする。

- 2 町長は、回答内容を施策の参考資料として活用し、必要に応じてモニターに承諾を得ずに町ホームページ等で公開することができる。
- 3 町長は、前項の公開にあたっては、回答内容を自由に選択し、必要に応じて表現等を修正し、又は編集することができる。

(制度の変更等)

第12条 町長は、事前の告知又はモニターの承諾の有無にかかわらず、本調査及びモニターに関する事項について変更し、一時停止し、又は中止することができる。

(免責)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当することにより、モニター又は第三者が不利益又は損害を受けた場合であっても、その責任を負わない。

- (1) モニターに係る操作等に伴い、モニターの機器が損傷し、又はデータの消失等が発生したとき。
- (2) モニターが、第6条第1項に規定する登録情報の変更をしなかったことにより、アンケートへの回答が行えなかったとき。
- (3) モニターが第9条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (4) 前条の規定による変更、一時停止又は中止があったとき。

(庶務)

第14条 本調査及びモニターに関する庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。